

GMSカンボジア鉄道復興事業

住民移転に関する主な問題点

まとめ:メコン・ウォッチ(2010年11月20日)

A. NGOの対ADB書簡(2010年10月21日)本文

1) 情報公開・住民参加

被影響住民は、補償率や補償算出方法、移転期限を含めた事業日程をきちんと知らされておらず、移転村の所在地や所属集合村の名前も分からない。事故が発生した際の通報先や事業の異議申立て手続き、またADBの異議申立て制度(「アカウンタビリティ・メカニズム」)についてもきちんと説明を受けていない。特にシハヌークビルでは、脅迫や強要を受けた住民の証言もある。

2) 移転地の居住環境

家屋の再建、生活の維持、電気の敷設のために借金を余儀なくされる移転住民がいる。借金の利子が収入を上回っている。水の供給がないため、付近の池に取水に出掛けた子どもが2名溺死した。夫を亡くした女性で、土地をもらえず、家族との共同生活を強要されているケースがある。

3) 補償額

被影響住民、とりわけ完全に移転する住民が受取っている補償額では、家屋の再建に必要な資材・建設費と移転中に減ずる収入をカバーすることができず、高利の借金をする住民が増えている。

4) 生計回復

2010年10月の聞き取りによると、多くの移転世帯で生活が移転前より苦しくなったとの証言が得られた。

5) 他地域の状況

シハヌークビル移転村:2010年8月にNGOが実施した聞き取りで、バットンボン移転村と類似した問題が明らかになった。

プノンペン:IRCがすでに被影響住民と契約を結んでいるが、移転は始まっていない。IRCが購入したとされる移転村(Trapeang Anchanh)は、被影響住民の多くが住む地点から約20キロも離れている。線路沿いの104・105村に住む257世帯は、2010年3月に発生した火災で焼け出され、現在の場所に避難しているが、9月、区長が線路から幅10メートル内の住民に立退き勧告を出しており、ADB移転政策および融資契約による保護が無効にされている。

サムロン地区:被影響住民が土地所有権(possession rights)を有するにもかかわらず、ドラフトRPは、住民の私有地を公有地と位置づけ、再取得価格による補償がなされないとしている。

6) ADBの対応

NGOはこれまで、5月・7月の直接会談も含めて、ADBの担当者に何度も問題の早期解決を訴えてきたが、依然未解決である。担当者の対応は、IRCに調査の指示を出すだけなど、特に2名の子どもの溺死に際しては緊急性に欠ける。

B. NGOの対ADB書簡提言

1) 2名の子どもの溺死事故の真相究明と補償

←ADBの回答:IRCとEMOの初期調査では溺死事故と事業を関連付けることはできなかった。しかし、調査は継続し、11月初旬、SAが現地で子どもの家族などに会って聞き取りを実施する。

2) 移転問題解決までカンボジア政府による融資引出しを停止

←ADBの回答:そうした決定を下すにはカンボジア政府との調査・協議が必要である。

3) バットンボンおよびシアヌークビル移転村での水道・電気などの即時整備

←ADBの回答:バットンボン移転村では電気は整備されたが、水道は未整備。IRCが早急に敷設を働きかけ、地下水の活用も検討中。過渡的措置として、政府予算で水配給業者を雇い入れるか、該当世帯に現金補助をするなどの方策を講じる。シアヌークビル移転村の電気の整備は交渉中。水は6ヶ所に井戸がある。水質の問題は11月初旬の現地訪問で再確認する。

4) 全移転村での水・電気などの無料提供

←ADBの回答:水道と電気の敷設は無料だが、使用料は各世帯の負担。敷設料金を支払った世帯には、確認の上で費用を返却する。

5) 生計回復プログラムの即時実施。生計安定までの補償金の支払い

←ADBの回答:シハヌークビル移転地でのIRPはすでに開始している。11月初旬の現地訪問で進捗状況を確認する。北部路線沿いの被影響住民に対するIRP実施は遅れており、さらに遅れが生じないようIRCに働きかけている。IRP参加中の住民には現金を支給する。11月初旬の現地訪問の結果によっては追加支援策も検討する。

6) 社会的弱者、とりわけ夫をなくした女性への支援

←ADBの回答:1軒の家屋に住む2世帯に2ヶ所の土地が支給されるかについては、11月初旬にIRCと協議する。

7) 移転村の居住環境の検証

←ADBの回答:EMO、PT、SAが定期的に移転村の居住環境を確認してIRCに助言している。移転村での基本サービスが住民の移転前に完備できなかったのは事実で、プノンペン・ポイペトで同様の失敗を繰り返さないようIRCに働きかけている。

8) 2006年の補償率を現時点での再取得価格に見直し

←ADBの回答:IRCが行った市場価格調査では、再取得価格に変化はなかった。工事が延期されたプノンペン・ポイペトでは、工事に必要な時期までCOI内に居住する住民の移転は行わない。補償率は住民の移転時に見直し、再取得価格を維持する。移転村の土地は無

料で、移転する家屋については査定によって再建費用を支払っているが、確かに移転した住民が再建した家屋の状態は悪い。この点については、IRC が HHC (Habitat for Humanity Cambodia) の協力を得ることになっている。自分の土地を得た住民が大きな家を建てようと借金する事例は知っている。IRC が住民に高利の貸付への注意を喚起する。

9) プノンペン地区の RP の公開

←ADB の回答:すでに公開済み

10) プノンペンの 104・105 村を含む ROW 内居住住民に対する ADB 政策に沿った補償

←ADB の回答: 104・105 村住民への補償については融資契約にも明記されている。これまでも IRC に注意喚起してきたが、再度伝える。

11) サムロン地区住民の法的権利の保障

←ADB の回答: 法律家による所有権の確認作業を実施中、11 月初旬に結果が出る。

12) 被影響住民への情報公開・説明会の再実施

←ADB の回答: 被影響住民に対しては、これまで何度も説明会を開催してきたが、すべての住民が理解しているとは言えず、住民参加や異議申立て手続きに改善の余地がある。11 月初旬に IRC と協議する。

C. 参照資料

ADB. 2010.11.04a. *Response to NGOs.*

ADB. 2010.11.04b. *Attachment 1.*

NGO Forum et al. 2010.10.21. *Letter to ADB.*